

東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則の一部改正（九州旅客鉄道会社線内の座席指定料金改定に伴う改正）

現行	改正
<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(大人座席指定料金の特定)</p> <p>第 139 条の 3 第 62 条の規定によって発売する座席指定券の大人座席指定料金は、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) 北海道旅客鉄道会社線内の別に定める列車に対して発売する場合は、840 円とする。</p> <p>(2) 東日本旅客鉄道会社線内の別に定める列車に対して発売する場合は、840 円とする。</p> <p>(3) 西日本旅客鉄道会社線内の別に定める列車に対して発売する場合は、840 円とする。</p> <p>(4) 九州旅客鉄道会社線内の別に定める列車に対して発売する場合は、<u>840</u> 円とする。</p> <p>(5) 前各号以外で、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売する場合は、別に定める場合を除き 330 円とする。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(大人座席指定料金の特定)</p> <p>第 139 条の 3 第 62 条の規定によって発売する座席指定券の大人座席指定料金は、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) 北海道旅客鉄道会社線内の別に定める列車に対して発売する場合は、840 円とする。</p> <p>(2) 東日本旅客鉄道会社線内の別に定める列車に対して発売する場合は、840 円とする。</p> <p>(3) 西日本旅客鉄道会社線内の別に定める列車に対して発売する場合は、840 円とする。</p> <p>(4) 九州旅客鉄道会社線内の別に定める列車に対して発売する場合は、<u>1,680</u> 円とする。</p> <p>(5) 前各号以外で、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売する場合は、別に定める場合を除き 330 円とする。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

附則

この通達は、令和 3 年 5 月 1 日乗車となるものから施行する。